

○佐賀市景観条例

平成 23 年 10 月 6 日

条例第 10 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 景観計画(第 8 条・第 9 条)

第 3 章 景観法の施行に関する事項等(第 10 条—第 16 条)

第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第 17 条—第 20 条)

第 5 章 表彰及び助成(第 21 条・第 22 条)

第 6 章 佐賀市景観審議会等(第 23 条・第 24 条)

第 7 章 雑則(第 25 条)

附則

佐賀のまちは、北部の脊振山系、それを源流とする嘉瀬川水系、広大な田園や有明海、そして、情緒豊かなたたずまいの城下町と市街地などが一体となり、多様で魅力あるまちを創り出している。

私たち市民は、この佐賀の自然、歴史、文化等を活かし、より美しく、より快適な個性あるまちを目指し、さらに、自らが住み、働き、憩う、そして、人間味のある夢のふくらむまちが育つことを願ってやまない。

私たち一人ひとりが、郷土に対する誇りと愛着を持ち、市民にとってかけがえのない共有の財産である佐賀のまちの景観を、守り、育て、創り、自らの手で魅力あるまちを形成していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項その他本市の景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史、文化等を活かし、市民が地域に対する誇りと愛着を持てる魅力ある地域の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 良好な景観を保全し、育成し、及び創出することをいう。
- (2) 広告物 屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。
- (3) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物及び広告物以外のもので規則に定めるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

(市の責務)

第 3 条 市は、景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、公共施設の整備等を行うに当たっては、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、景観の形成に関する調査、研究等を行うとともに、景観の形成に関する情報の提供に努めなければならない。

5 市は、景観の形成に関する市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、景観の形成に関する理解を深め、積極的に景観の形成に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、積極的に景観の形成に貢献するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観の形成の推進)

第6条 市、市民及び事業者は、相互に又は全体として連携し、及び協働して景観の形成の推進を図るものとする。

(国等に対する要請)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観の形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定等)

第8条 市長は、景観の形成を総合的に推進するため、景観計画を策定するものとする。

2 市長は、景観計画を策定しようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更又は廃止について準用する。

(景観形成地区)

第9条 市長は、景観計画区域のうち、特に重点的に景観の形成を図る必要があると認める地区を景観形成地区として指定することができる。

2 市長は、景観形成地区を指定するときは、景観計画において、当該地区ごとに、法第8条第2項第2号及び第3号に掲げる事項その他景観の形成に必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該地区の住民その他利害関係者の意見を聴くとともに、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 景観法の施行に関する事項等

(届出を要する行為等)

第10条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観形成地区内における次に掲げる行為とする。

(1) 土石の採取その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の植栽又は伐採

2 法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する届出に関し必要な事項(届出に必要な図書を含む。)は、規則で定める。

(届出等を要しない行為)

第 11 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 景観計画区域(景観形成地区を除く。)内において、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為のうち、次に掲げる建築物又は工作物(増築又は改築により次のいずれにも該当しなくなるものを除く。)に係る建築等又は建設等

ア 高さが 15 メートル以下若しくは地階を除く階数が 3 以下又は延べ面積が 500 平方メートル以下の建築物

イ 高さ(建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物との合計の高さ)が 15 メートル以下又はその敷地の用に供する土地の面積が 2,000 平方メートル以下の工作物(ウに掲げる工作物を除く。)

ウ 幅員が 10 メートル以下又は延長が 30 メートル以下の橋りょうその他これに類する工作物

(2) 法第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる行為

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(完了届)

第 12 条 法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(勧告に係る手続)

第 13 条 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとする場合において必要があると認めるときは、佐賀市景観審議会の意見を聴くことができる。

(公表)

第 14 条 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その旨、当該勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる等の機会を与えなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による公表をしようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(特定届出対象行為)

第 15 条 法第 17 条第 1 項の条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為(同条第 7 項に掲げる行為を除く。)とする。

(変更命令等に係る手続)

第 16 条 市長は、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令をしようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かななければならない。

第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に係る手続)

第 17 条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、その所有者(所有者が 2 人以上いるときは、その全員)の同意を得なければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定しようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(原状回復命令等に係る手続)

第 18 条 市長は、法第 23 条第 1 項(法第 32 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令をしようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 19 条 法第 25 条第 2 項の規定により定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要があると認める措置を講ずること。

2 法第 33 条第 2 項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために市長が必要があると認める措置を講ずること。

(管理に関する命令又は勧告に係る手続)

第 20 条 市長は、法第 26 条又は法第 34 条の規定による命令をしようとするときは、佐賀市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第 26 条又は法第 34 条の規定による勧告をしようとする場合において必要があると認めるときは、佐賀市景観審議会の意見を聴くことができる。

第 5 章 表彰及び助成

(表彰)

第 21 条 市長は、景観の形成に特に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項に掲げる者のほか、市長は、景観の形成に特に貢献した者を表彰することができる。

(助成)

第 22 条 市長は、景観の形成に特に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、その行為に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第 6 章 佐賀市景観審議会等

(佐賀市景観審議会)

第 23 条 本市における景観の形成及び緑化の推進等に関する事項について、市長の諮問に応じ
て調査審議するため、佐賀市景観審議会を置く。

2 佐賀市景観審議会は、前項の事項について、市長に建議することができる。

3 佐賀市景観審議会の組織及び運営その他必要な事項は、規則で定める。

(専門家の活用等)

第 24 条 市長は、景観の形成に関する専門的知識を有し、かつ、技術的な指導又は助言を行う
専門家を活用する制度の整備その他の景観の形成に必要な措置を講ずるよう努めなければな
らない。

第 7 章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(佐賀市都市景観条例の廃止)

2 佐賀市都市景観条例(平成 17 年佐賀市条例第 186 号。以下「旧条例」という。)は、廃止す
る。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、旧条例の規定により届出がなされた行
為については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第 20 条第 1 項の規定により指定している都市景観重要建築
物等については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第 12 条第 1 項の規定により指定している都市景観形成地区
は、施行日に、この条例第 9 条第 1 項の規定により景観形成地区として指定したものとみな
す。

6 この条例の施行の際現に旧条例第 25 条第 1 項の規定により置かれている佐賀市都市景観審
議会(以下「旧審議会」という。)は、施行日に、この条例第 23 条第 1 項の規定により置かれ
た佐賀市景観審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

7 この条例の施行の際現に旧審議会の委員に委嘱又は任命されている者は、施行日に、佐賀市
景観審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。

(佐賀市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

8 佐賀市報酬及び費用弁償支給条例(平成 17 年佐賀市条例第 42 号)の一部を次のように改正す
る。

[次のよう] 略

(佐賀市屋外広告物条例の一部改正)

9 佐賀市屋外広告物条例(平成 19 年佐賀市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(佐賀市みどりあふれるまちづくり条例の一部改正)

10 佐賀市みどりあふれるまちづくり条例(平成20年佐賀市条例第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略